

事 務 連 絡
令 和 5 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局） 主管課長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
ハンセン病元患者家族補償金支給業務室長

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度の周知について（協力依頼）

平素よりハンセン病問題の解決の促進につきまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年6月のハンセン病家族国家賠償請求訴訟熊本地裁判決を受け、同年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号）が成立・施行されました。厚生労働省としては、同法に基づき、ハンセン病元患者御家族の皆様に対し、補償金の支払いを行うとともに、同補償金について、ホームページや各都道府県と各国立ハンセン病療養所設置市等の行政広報紙を通じた周知、入所者等の元患者の方々に対する周知、情報が漏れることなく送付等の手続きが可能な点などの周知に取り組んでいるところですが、同補償金の請求期限が令和6年11月21日となっており、より一層の周知が必要です。

つきましては、別添を参考とし、各都道府県や市町村の行政広報紙への広告掲載やポスターの掲示、ホームページの活用など、当該制度及び請求期限の周知について御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

また、この旨市区町村に対しても周知をお願いいたします。

なお、厚生労働省において、補償金制度に係るポスターを作成し、6月頃に、各都道府県宛に各市町村数に応じて配布することといたします（配布数：各都道府県10部、各市町村5部）。配布数の調整が必要な場合は、5月12日（金）までに下記担当者宛にメールにてご連絡ください。

同様の事務連絡を各国立ハンセン病療養所長宛に発出しておりますことを申し添えます。

（参考）厚生労働省ホームページ | ハンセン病に関する情報ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

（担当者）

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

向・榎本

TEL：03-5253-1111（内2149）

MAIL：hoshoukin@mhlw.go.jp

ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します～

○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○請求に関する情報が、請求から受給まで、請求者及びその指定する者以外に知られることが無いように配慮しています。

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。



厚生労働省
補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**



受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

請求期限は、**令和6年
(2024年) 11月21日まで**

ハンセン病問題を正しく理解し、
偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索

対象者	(ア) 配偶者 (事実婚も含む) (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	補償金額 180 万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の祖父母・ 兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	補償金額 130 万円

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。

ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します～

○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○請求に関する情報が、請求から受給まで、請求者及びその指定する者以外に知られることが無いように配慮しています。

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	補償金額 180万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	補償金額 130万円

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。

請求期限は、令和6年
(2024年) 11月21日まで

ハンセン病問題を正しく理解し、
偏見や差別のない社会の
実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 🔍 検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します～



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

○この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。

○補償金額：180万円または130万円

※一部同居等の要件あり

厚生労働省
補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**



受付時間 10：00～16：00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

請求期限は、**令和6年
(2024年) 11月21日まで**

ハンセン病問題を正しく理解し、
偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省

検索